

大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金交付要綱

（通則）

- 第1条 大学等における修学の支援に関する法律（令和元年法律第8号。以下「法」という。）第8条第5号の規定に基づく大阪府私立専門学校授業料等減免費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、法、同法施行令（令和元年政令第49号。以下「政令」という。）、同法施行規則（令和元年文部科学省令第6号。以下「省令」という。）、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。
- 2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるものは「大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

（目的）

- 第2条 この補助金は、法第3条第1項の確認を受けた法第8条第5号に定める専門学校（以下「確認専門学校」という。）の設置者が法第4条第1項の規定に基づく授業料等の減免（以下「授業料等減免」という。）を行うために要する費用を支弁し、多数の子等の教育費を負担している家庭及び経済的理由により子等の教育費の負担を求めることが極めて困難な状況にある家庭の修学に係る経済的負担を軽減することを目的とする。

（補助金の交付対象及び補助金の額）

- 第3条 補助金の交付対象は確認専門学校の設置者（以下「設置者」という。）とし、設置者が省令で定める基準及び方法により、特に優れた者であり、かつ、法第4条第1項に掲げる者に授業料等減免を行うために要する経費について、政令第2条の規定により算出した額を予算の範囲内で交付するものとする。

（補助金の交付の申請）

- 第4条 補助金の交付の申請をしようとする設置者は、教育長が別に定める期日までに、交付申請書を教育長に提出しなければならない。

（補助金の交付の決定及び通知）

- 第5条 教育長は、補助金の交付の申請があったときは、当該申請に係る書類等により当該申請の内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、補助金の交付の決定をするものとする。
- 2 教育長は、補助金の交付の決定をしたときは、その決定の内容及びこれに付した条件を、設置者に通知するものとする。

（補助金の交付の条件）

- 第6条 補助金の交付の決定に付する条件は、次に掲げるものとする。
- (1) 受領した補助金は授業料等減免対象の生徒（以下、「対象生徒」という。）の授業料等（授業料及び入学金をいう。）に充てなければならない。
 - (2) 補助金の収入及び支出を記載した帳簿を備え経理の状況を常に明確にし、補助金の授受に関するすべての関係書類とともに補助金を受領した日の属する年度の翌年度から10年間保存しなければならない。
 - (3) 事業の執行状況に関しての調査又は報告を求められたときは、これに従わなければならない。

（申請の取下げ）

第7条 第5条による補助金の交付決定の通知を受けた設置者は、補助金の交付申請を取り下げようとするときは、当該決定の通知を受けた日から15日以内にその旨を記載した書面を教育長に提出しなければならない。

（交付申請の変更）

第8条 設置者は、経費の配分の変更又は補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ変更交付申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 教育長は、前項の変更交付申請書の提出があった場合は、速やかに当該申請を審査し、変更の承認又は不承認の決定をするものとする。

3 教育長は、前項の規定に基づく承認をする場合において、必要に応じて、内容を変更し、条件を付することができるものとする。

4 教育長は、補助金の変更の承認又は不承認の決定をしたときは、その内容及び付した条件を設置者に通知するものとする。

（中止又は廃止）

第9条 設置者は、授業料等減免を中止又は廃止しようとするときは、教育長の承認を受けなければならない。

（補助金の交付時期等）

第10条 教育長は、補助金交付決定額の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定による補助金の交付を受けようとする設置者は、支払請求書を教育長に提出しなければならない。

（実績報告の提出）

第11条 設置者は、補助金の交付対象である授業料等減免の費用の支弁が完了したときは、補助金の交付の決定を受けた年度の翌年度の4月5日までに、実績報告書を教育長に提出しなければならない。ただし、補助事業を中止又は廃止した場合は、中止又は廃止の承認があった日から30日を経過した日までに、実績報告書を教育長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定及び通知）

第12条 教育長は、前条の規定による報告書の提出を受けたときは、当該報告書等の書類の審査等により、その報告内容が補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、当該設置者に通知するものとする。

（補助金の返還）

第13条 教育長は、前条の規定による補助金の額の確定をした場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、設置者に対し、期限を定めてその超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

2 前項の金額の返還期限は、当該命令のなされた日から20日以内とする。

3 前項に規定する期限内に納付がない場合には、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

- 4 教育長は、前項の場合において、設置者が返還期限内に補助金を返還できなかったことについて、やむを得ない事情があると認めるときは、設置者の申請に基づき、当該延滞金の全部又は一部を免除するものとする。

(交付決定の取消等)

第 14 条 教育長は、次に掲げる事由に該当すると認める場合には、第 5 条第 1 項に規定する交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 設置者が、法令、本要綱、補助金の交付の決定の内容、これに付した条件又は法令若しくは本要綱に基づく教育長の処分若しくは指示に違反した場合
 - (2) 設置者が、補助金に関して不正、怠慢、虚偽その他不適当な行為をした場合
 - (3) 前 2 号に掲げるもののほか、補助事業のうち既に経過した期間に係る部分について、申請内容に誤りがあった場合
 - (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助金の全部又は一部が必要でなくなった場合
- 2 教育長は、前項の取消又は変更を行った場合には、交付した補助金のうち当該取消又は変更に係る部分の全部又は一部に相当する金額の返還を命ずるものとする。
- 3 教育長は、第 1 項第 1 号又は第 2 号の事由に該当することを理由として交付決定を取り消し又は変更し、前項の規定による補助金の返還を命ずる場合には、設置者に対し、当該命令に係る補助金を設置者が受領した日から、当該命令により返還すべき補助金を設置者が納付するまでの期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。
- 4 第 2 項の規定に基づく補助金の返還及び前項の規定に基づく加算金の納付については、前条第 2 項から第 4 項の規定を準用する。
- 5 前 4 項の規定は、交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
- 6 教育長は、補助金の交付の決定を取り消し又は変更したときは、速やかにその旨を設置者に通知するものとする。

(その他)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項及び申請に係る様式並びに添付書類は、別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和 2 年 5 月 18 日から施行し、令和 2 年度の事業から適用する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 11 日から施行し、令和 7 年度の事業から適用する。